

障第1115号
令和6年11月19日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

高病原性鳥インフルエンザの発生について

このたび、**別添1**のとおり、本巣市において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。

つきましては、貴施設において、鳥類を飼養されている場合は、野鳥・野生生物と接触させないように、防鳥ネット等の対策を講じるとともに、飼養している鳥類の健康観察に努めていただくなど、感染防止に注意いただきますようお願いいたします。**(別添2)**「高病原性鳥インフルエンザ対策について」をご参照ください。)

なお、飼養している鳥類に異常(元気がない、死んでいる等)が発見された場合は、動物病院または最寄りの保健所までご連絡いただきますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係			
係長	若原	担当	澤本
電話	058-272-1111 (内線 3491)		
FAX	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		